

R2.9
第91号

マリアスニュース

令和3年の更新のご案内が始まりました!!



申込締切日(手続きはお早めに!)

令和2年9月18日(金)

※出向者・OBは9月25日(金)

- 各種注意事項は次ページ以降に記載しておりますので、十分ご確認をお願いします。
- 制度内容等詳細につきましては、パンフレットをご覧ください。

海上保安庁

本 庁 秘 書 課
大 学 校 総 務 課
学 校 人 事 厚 生 課
管 区 本 部 厚 生 課

契約代表者:公益財団法人 海上保安協会

令和3年のマリアスの変更点について

今年度はマリアスの制度改定があります

変更点①

グループ保険の配偶者コース(20、15コース(2,000万円、1,500万円))を新設します！

変更点②

団体傷害保険に親介護一時金支払特約(親介護)オプションセットが新たに追加されました！

●詳細はWebサイトのトップページのリンク先をご参照ください

募集期間中のお問い合わせ先

令和2年8月17日(月)～令和2年9月18日(金)
土・日・祝日を除く(9:00～17:00)

- ・グループ保険
- ・医療保障保険
- ・三大疾病保障保険

・明治安田生命保険相互会社
0120-099-600
03-3560-5842(照会期間受付終了後)

- ・団体傷害保険
- ・疾病医療上乗せ保険
- ・長期所得補償保険

・三井住友海上火災保険株式会社
0120-649-002
・有限会社 海交会
03-3297-7582

※上記時間帯以外はマリアスWEBサイト内の「e-mail ちょっとメールで 質問したい」をクリックして、フォームに質問を記載して送信してください ⇒ 後日電話にて回答します

年に1度の手続きの機会です
お手続きもれのないようお願いします



保険料の引き落としに関するお願い(重要)

マリアス保険の全制度は月払です

保険料は、海上保安協会に登録されている銀行等の口座から引き落とし(毎月27日)していますが、**残高不足による引き落とし不能で保険料が未納の場合、保険契約が失効することがあります**のでご注意ください。

・引き落とし口座を変更する場合は、海上保安協会にお問い合わせください。

・万が一、口座引き落としができなかった場合は、**海上保安協会から郵便局払込取扱票をお送りしますので、指定期日までに必ず振込みをお願いします。**

! 期日までに保険料の納付が無い場合、保険契約が失効する恐れがあります!

※給与口座と海上保安協会の保険料引き落とし口座は連動していません。給与口座を変更されても保険料引き落とし口座は自動変更されませんのでご注意ください。

●マリアスWEBサイトのご案内

マリアス保険制度を職員、家族及び退職者等に広くご案内するため、マリアスのパンフレット、海上保安協会への届出及び請求ガイド(団体傷害保険・疾病医療上乗せ保険・長期所得補償保険を除く。)等を掲載しています。

ぜひアクセスしてください!!

【サイトのアクセス方法】 ※インターネット環境があればどこからでもアクセス可能

海上保安協会ホームページトップにある運営事業の「団体保険マリアス(加入者専用)」からアクセス又は<https://www.group-welfare.jp/CGI/marias/login/login.cgi>に接続

(パスワード: 19480512)

◆◆ 海上保安庁 健康安全標語 ◆◆

(健康標語)

「 良い職場 周りの気づきと 思いやり 」

海上保安庁海洋情報部海洋調査課 鮫島 真吾

(安全標語)

「 安全は 基本動作の 積み重ね 」

海上保安庁交通部整備課 剣持 良彦

